

新潟市告示 399 号

証明書等自動交付事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、印鑑登録証明書交付手数料、住民票関係写し交付手数料、住民票関係記載事項証明手数料、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている全部の事項もしくは一部を証明した書面の交付手数料の徴収及び収納を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年6月20日

新潟市長 中原 八一

徴収店舗	範囲	収納及び委託契約締結先
全国のコンビニエンスストア等のうち、コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機（キオスク端末）が設置されている店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア事業等を行う者の直営店 ・コンビニ事業者等との間で加盟店基本契約を締結している加盟店 ・コンビニ事業者等とエリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーの直営店 ・エリアフランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結している加盟店 	東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦